

薬物依存症に対する集団療法の評価

骨子【Ⅲ－3（9）】

第1 基本的な考え方

医師、看護師等が、薬物依存症の患者に対し、認知行動療法の考え方をういて、標準化された方法で集団療法を実施した場合の評価を新設する。

第2 具体的な内容

医師又は医師の指示をうけた看護師や作業療法士（いずれも国や医療関係団体等が実施する一定の研修を受けた者に限る。）が、薬物依存症の患者に対し、標準化された方法で集団療法を実施した場合

(新) 依存症集団療法 340点（1回につき）（6ヶ月間に限る。）

[算定要件]

- (1) 医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは作業療法士（いずれも研修を修了した者に限る。）が、薬物依存症の患者に対し、標準化された方法で集団療法を実施した場合に、6月以内に限り、週1回を限度として算定する。ただし、医学的に必要な場合には、治療開始日から2年以内に限り、別途、週1回かつ計24回を限度として算定できる。
- (2) 1回に20人を限度とし、90分以上実施した場合に算定する。

[施設基準]

- (1) 専任の精神科医師及び専任の看護師、作業療法士（いずれも研修を修了した者に限る。）が勤務していること。
- (2) 当該集団療法の実施時間において、医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは作業療法士いずれか1名以上（研修を修了した者に限る。）が専従していること。